

国不建第213号
令和8年3月31日

各都道府県主管部局長 殿

(契約担当課・建設業所管課扱い)

各政令指定都市主管部局長 殿

(契約担当課扱い)

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
(公 印 省 略)

公共工事の前金払及びその使途拡大の取扱いについて（通知）

令和8年度における国土交通省直轄工事に係る予算決算及び会計令臨時特例（昭和21年勅令第558号）第2条第3号に規定する公共工事の代価の前金払（中間前金払を含む。以下同じ。）について、別添1のとおり、国土交通大臣と財務大臣との間において同令第4条の規定に基づく協議が整いましたので、参考にされたく通知します。

また、前払金の使途の範囲を拡大する特例については、令和7年3月31日に通知したとおり、令和7年度から恒久化されておりますので、引き続き使途拡大の積極的なご検討をお願い申し上げます。

なお、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）附則第7条及び地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）附則第3条の規定に基づく地方公共団体発注工事に係る前金払及び中間前金払については、「公共工事の円滑な施工確保について」（令和7年12月17日付け総行行第532号・国不建第115号）により、資金調達の円滑化のため、総務省及び国土交通省から、前金払（中間前金払を含む。）について、「未導入の団体については早急にその導入を図り、導入済の団体についても支払限度額を見直すとともに、地方自治法施行令等の規定により前金払をすることができる工事については、受注者である建設企業の意向も踏まえ、できる限り速やかに前金払を行うほか、中間前金払制度の手続の簡素化・迅速化など、前金払の迅速かつ円滑な実施に努めること。」を要請しております。

貴職におかれては、地域の建設業を取り巻く厳しい状況を踏まえ、建設企業の資金繰りの円滑化及び適正な施工の確保等を図る観点から、前払金における支払限度額を請負代価の10分の4未満の額としている場合は、その撤廃を見

据えた見直し、中間前金払の導入と認定手続の簡素化・迅速化、測量、調査及び設計等の業務における工事と同様の前金払制度の活用等、格段の御配慮をお願いいたします。

あわせて、前金払及びその使途拡大の取扱いについて適切な対応を図るよう、各保証事業会社社長に対し別添 2 のとおり通知していますのでお知らせします。

都道府県におかれましては、貴管内の市区町村に対しても、周知をよろしくお願いします。